

公益社団法人全国大学保健管理協会 評議員及び評議員会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会定款（以下「定款」という。）第34条第7項の規定に基づき、評議員及び評議員会に関する必要な事項について定めるものとする。

(評議員の選任及び任期終了日)

- 第2条** 評議員は、地方部会が推薦し、理事会の同意を得て、会員の中から代表理事が委嘱する。
- 2 各地方部会の評議員数及び選出手続等については、理事会において別に定める。
 - 3 定款34条に定める任期5年は、就任した年度を1年目とし 終了日を5年目の年度の3月31日とする。

(評議員会)

- 第3条** 評議員会は、年1回開催できるものとする。ただし、代表理事が必要と認めたとときには臨時にこれを開催することができる。
- 2 評議員会は、代表理事が招集する。
 - 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、諮問事項等を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。
 - 4 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選により選出する。
 - 5 理事及び監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

第4条 評議員会の議事については、書面をもって議事要録を作成し、議長はこれに記名押印しなければならない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日から適用する。

附則

1 この規則の一部を改訂し、令和6年（2024）12月10日から実施する。